

令和5年3月31日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員政治倫理審査会

会 長 澤 田 将 樹

副会長 杉 岡 秀 紀

委 員 佐 藤 充

審 査 結 果 報 告 書

伊根町議会議員政治倫理条例（以下「本条例」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員の氏名（審査請求書記載の順序による。敬称略。以下同じ。）

佐戸仁志、松山義宗、上辻亨、長谷川貴之、向井久仁子、山根朝子、大谷功
（以下「請求対象議員」と総称する。）

2. 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨及び経過

審査請求者濱野茂樹及び和田義清（審査請求書記載の順序による。敬称略。以下「審査請求議員」と総称する。）は、令和4年12月15日付けで本条例第5条第1項の規定により、審査請求に必要な議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって、本条例に違反する行為があると認められるとして、審査対象議員に対して、議長に対して、その審査を請求した（以下「本審査請求」という。）。

（2）審査請求の対象となる事由の該当条項

本条例第3条第1項第1号及び第2号

(3) 審査請求の対象となる事由の具体的内容

平成30年11月18日執行伊根町議会議員一般選挙（以下「平成30年選挙」という。）における選挙運動費用収支報告書及び令和4年11月13日執行伊根町議会議員一般選挙（以下「令和4年選挙」という。）における選挙運動費用収支報告書におけるポスター印刷費用について、不正の疑惑を持たれるような行為が見受けられるため、本条例に違反する行為があると認められるとして、審査を請求する。

3. 審査結果

(1) 審査の経過等

本審査請求を受けて、議長は、これを審査するため、令和5年1月30日付で、本条例6条の規定により、識見を有する者のうちから委員3人を委嘱し、伊根町議会議員政治倫理審査会（以下「本審査会」という。）が組織された。ただし、審査請求議員及び審査対象議員以外に議員がないことから、議員の中から委員が指名されなかった。

本審査会は、令和5年2月14日に第1回伊根町議会議員政治倫理審査会を開催し、以後、同年3月13日に第2回、同月29日に第3回を開催し、議論を行った。議題の性質に鑑み、本条例第7条第4項の規定により全会一致をもって、いずれも公開とはせず秘密会として開催した。

また、本審査会は、第1回審査会の内容を踏まえて、本条例第8条第1項の規定により、審査請求議員に対して資料の提出を求め、本条例第8条第3項の規定により、審査対象議員に対し文書による弁明を求めた。そして、第2回審査会の内容を踏まえて、本条例第8条第3項の規定により、一部の審査対象議員に対し文書による追加の弁明を求めた。

その後、令和5年3月29日審査会において、審査請求議員から提出された

資料及び審査対象議員から提出された文書による弁明を踏まえて、本審査会の判断について協議を行った。本報告書はその結果を本審査結果報告書としてまとめたものである。

(2) 審査会の意見

本審査会の意見については、審査対象議員ごとに審査請求の理由が異なる部分があるため、①松山義宗、長谷川貴之、向井久仁子、山根朝子、大谷功（以下「第①議員ら」と総称する。）に対するもの、②佐戸仁志（以下「第②議員」という。）に対するもの、③上辻亨（以下「第③議員」という。）に対するものに分けて、以下述べるものとする。

ア 第①議員らに対する審査について

第①議員らに対する審査請求は、却下せざるを得ないと考える。

以下、理由を述べる。

まず、議員が、本条例第5条の規定により、対象議員に対して、審査を請求するためには、第3条第1項に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認めるに足る事実を証する資料を添える必要があると定められている。一方、当該資料が添えられていないと判断される場合には、当該審査請求は、審査要件を欠き、当該審査を却下せざるを得ないと考えられる。

そこで、第①議員らに対する本審査請求において、当該資料が添えられているかについて検討する。

第①議員らに対する本審査請求において添えられた資料は、令和4年12月15日付け京都新聞の抜粋並びに請求対象議員が提出した平成30年選挙及び令和4年選挙に係る選挙運動費用収支報告書である。

これらの資料に記載されている内容及び当該資料から判断できる事実（以下「本指摘事実」という。）としては、公職選挙法が改正され選挙運動用ポスター代が公費で負担されることになったことから、令和4年選挙の際に第①議員

らが公費負担額の上限に近い金額で契約を締結し、その結果、平成 30 年選挙に比べ、令和 4 年選挙の際のポスター代が著しく高額となり、伊根町選挙管理委員会が定める「選挙公営の手引き」に記載されている「契約内容（金額、数量）の妥当性を説明できるよう、適切な契約を行う」ことの求めに反することとなった旨の指摘、また、常識的にポスター 1 枚当たりの単価が高額にすぎ、公金を使うことの自覚と責任感がないと思われても仕方がない旨の指摘等である。

本指摘事実が本条例第 3 条第 1 項に規定する政治倫理基準に反すると疑うに足る事実であるかについて、以下検討する。

まず、本条例第 3 条第 1 項は、「議員は」と規定されており、行為主体を議員に限定している。そのため、第①議員らのうち、本指摘事実の行為当時に議員の地位を有していなかった向井久仁子は、本条例第 3 条第 1 項の規制に服していたと解することはできない。従って、同人に対する審査請求は、この時点で却下せざるを得ないと考える。

次に、本条例第 3 条第 1 項第 1 号は、「議員は（注：同項柱書）、町民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と規定されており、議員の職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を規制の対象としている。ここでいう「議員の職務」に、議員となるための候補者の選挙運動を含めるのは文理解釈上困難である。また、「議員の職務」に、候補者の選挙運動を含める場合には、議員である地位を有する者が選挙運動をする場合と、当該地位を有しない者が選挙運動をする場合とで、異なる規制を受けることとなり、選挙の公平に関する問題が生じるため、本審査会において、安易な拡大解釈を採用することもできない。

そして、本指摘事実は、議員となるための候補者の選挙運動に関する問題点を指摘するものであって、議員の職務に関するものとは認められない以上、同

1号に反すると疑うに足る事実が含まれていると認定することはそもそも困難であるとする。

次に、本条例第3条第1項第2号は、「議員は（注：同項柱書）、町民全体の利益のみを指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」と規定されているとおり、ここでも議員の地位を利用して何らかの金品を授受する行為を規制の対象としている。そして、本指摘事実は、同じく、議員となるための候補者の選挙運動に関する問題点を指摘するものであって、議員としての地位を利用して何らかの金品を授受したか否かについてはおらず、同2号に反すると疑うに足る事実が含まれていると認定することはやはり困難である。

その他に、第①議員らから提出された弁明書において、本条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に反すると疑うに足る事実の記載は見当たらなかった。

以上から、第①議員らに対する本審査請求については、本条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認めるに足る事実を証する資料が添えられたものとは認められず、同請求を却下せざるを得ないとする。

イ 第②議員に対する審査について

第②議員に対する審査請求についても、却下せざるを得ないとする。

以下、理由を述べる。

まず、第②議員についても、第①議員らと同様の行為については、前記ア記載の理由のとおり、本条例第3条第1項第1号及び第2号に反する疑いがあるとは認められないとする。

次に、審査請求議員が追加で提出した資料によれば、第②議員が公費負担額を超えるポスター代を現実に支出していない、領収書の提出が2か月以上経過している旨の指摘がなされている。

しかしながら、当該指摘は、いずれも候補者の行為の問題点に対するもので

あり、本条例第3条第1項第1号の議員の職務に関するものであると考える、あるいは同項第2号の議員の地位を利用したものであると認定することは難しいと言わざるを得ない。

その他に、第②議員から提出された弁明書において、本条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に反すると疑うに足る事実の記載は見当たらなかった。

以上から、第②議員に対する審査請求についても、却下せざるを得ないと考える。

ウ 第③議員に対する審査について

第③議員に対する審査請求についても、却下せざるを得ないと考える。

以下、理由を述べる。

まず、第③議員についても、第①議員らと同様の行為については、前記ア記載の理由のとおり、本条例第3条第1項第1号及び第2号に反する疑いがあるとは認められないと考える。

次に、審査請求議員が追加で提出した資料によれば、第③議員が自己が契約した業者ではない印刷業者に対して公費負担額上限で契約しないと損である旨の唆しをした旨の指摘や、自己が発注した印刷業者から当選祝いとして高価な酒を受け取った旨の指摘がなされている。

本委員会において、第③議員に対して、書面による弁明を求めたところ、前者の唆しについては否定し、後者の酒の受領については個人名の熨斗が付された酒を受け取ったが後日返却したとの弁明を受けた。

まず、前者の唆しについてであるが、審査請求議員の指摘する事実と第③議員の弁明が異なるところではあるが、仮に審査請求議員の指摘が事実であり、第③議員において公費負担上限で契約しないと印刷業者が損をするとの考えを有していた場合には、自己のポスター契約において、「選挙公営の手引き」に記載されている「契約内容（金額、数量）の妥当性を説明できるよう、適切な

契約を行う」こととは違う要素での契約をしたのではないかという疑惑を持たれるおそれのあるものである。しかしながら、「選挙公営の手引き」に反する行為については、やはり候補者としての行為の問題点であり、議員の職務に関するものではないため、本条例第3条第1項第1号に反すると考えることはできず、かかる争いのある事実を認定するために、更なる審査を継続する利益を見出すことができない。

次に、後者の当選祝いとしての個人名の熨斗が付された酒の受領についてであるが、当選祝いは個人から候補者への政治活動（選挙運動を除く）に関する寄附として政治資金規正法において年間上限金額以内のものが法的に認められていることから、この点をもって、本条例第3条第2号に反すると疑うに足る資料を提出したと認めることもできない。

その他に、第③議員から提出された弁明書において、本条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に反すると疑うに足る事実の記載は見当たらなかった。

以上から、第③議員に対する審査請求についても、却下せざるを得ないと考えるものである。

④ 結語

本条例は、いずれも議員の職務、議員の地位に関する不正を規制するものである。このことは、本条例の目的条文にも明確に規定されているものである。

ところが、本審査請求は議員となる以前の候補者の選挙運動に関する問題点を主に指摘するものであり、選挙運動に係る公費負担制度に関する問題点が現在新聞報道や住民監査請求において住民からいかに大きく問題視されているとしても、本条例において審査の対象とすることは難しいと言わざるを得ないと結論に達した。

しかしながら、審査対象議員からの弁明書において、公費負担制度に関する見直しが必要であるとの意見も複数あったほか、本審査会において下記の選挙

運動公費負担制度に関する問題点の指摘があったことなどを踏まえれば、今回の審査請求を機に、今後議会において、選挙運動に係る公費負担制度や「選挙公営の手引き」等の選挙運動に関するルールについて見直すべきか否かについて積極的な議論がなされることを期待したい。

また、新聞報道において「選挙公営の手引き」違反の疑いの指摘があったことから、選挙管理委員会をはじめとする関係機関に対しては、次回選挙において候補者に対し、公費負担制度の利用に関する十分な説明と注意喚起をされることを望みたい。

(本審査会の委員から指摘のあった選挙運動公費負担制度に係る問題点)

- a. 公費負担によって候補者の負担が軽減され、その結果として候補者が増加することが望ましいと思われるが、今回のように公費負担に関して政治倫理基準違反を問われたり新聞報道等による社会的非難が発生してしまうと、かえって今後の選挙の候補者が減少することに繋がり、本末転倒の状況となってしまうのではないか。公費負担に関し、このような紛争が生じることを予防し、また、社会的理解も得られるような制度に見直ししていくことが必要ではないか。
- b. 公費負担により選挙運動をし、当選した候補者に対して、政治資金規正法の範囲内で、個人名で当選祝いがなされる場合、実質的には当選祝いが公費によって賄われると解釈されることになってしまう懸念がないか。
- c. 公費負担上限額を定めることによって、営利を追求する企業が当該上限額の契約を強く求めてくることはやむを得ないものがある。一方、候補者に対して、適正な金額となるよう、値引き交渉をすることを求めたり相見積もりを取るよう求めたりすることも考えられるが、そのような負担を課すことが現実的か否か、検討されるべきではないか。
- d. 今回の選挙においては、既存の議員間において、ポスター代金に関する相

談がされ決定されていく様子も伺えるが、選挙に関するルールについて、公正かつ公平な選挙を管理する選挙管理委員会を離れて、判断されてしまっている問題点はなかったか。

- e. 本条例は、あくまで「議員の職務」や「議員の地位を利用するもの」を対象とするものであり、候補者の言動を対象としていないために、本審査請求を却下せざるを得ないとの意見となった。今後、候補者に対しても本条例と同様の規制を課すべきか否かについて議会として議論する必要があるのではないか。

以上